

令和3年度テーマ展

見えてきた 江戸時代の足尾

日光市歴史民俗資料館



原村と周辺 8ヶ村山論村々役人立会絵図（部分 1823 年） 原村名主文書 当館寄託

―はじめに

このテーマ展は、昨年開催した「発見！足尾の戦国時代」の続編です。戦国時代の足尾は、日光山との深い繋がりの中、伊達政宗や上杉謙信にも注目されるなど様々な勢力が交わる結節点として機能した地域でした。

「近世社会の幕開け」と言われる1590（天正18）年、豊臣秀吉は、それまでの日光山の膨大な領地を没収します。そして、境内・門前と「足尾村」のみを日光山領として寄進（所領と認める）しています。また、足尾には江戸幕府直轄の銅山が存在したことから、近世の足尾は独特な存在形態を示します。すなわち、「日光山門跡領」（広義の「日光神領」に含まれます）としての足尾と、江戸幕府直轄の「御用銅山」としての足尾という2つの側面を併せもつ地域でありました。

本展示では、足尾地域に今日まで大切に遺された江戸時代の絵図・古文書や石造物・民具を活用して、これまであまり語られることなかった江戸時代の足尾地域の特質について紹介いたします。

II 足尾銅山と足尾十四ヶ村の支配

1 新たな日光山領と「足尾村」

1590（天正18）年、天下を統一した豊臣秀吉は、日光山座禪院に境内・門前・足尾村・社人と寺人の屋敷地を寄進する朱印状を出し、領地として認めます。この座禪院とは、日光山座主（別当）光明院の廃絶後、権別当として日光山を統括していました。また、1609（慶長14）年には、徳川家康が座禪院に黒印状を出し、秀吉同様の領地安堵をします。

家康死後の1620（元和6）年には、2代將軍秀忠が、従来の足尾村一円に加え、草久村・久我村（以下鹿沼市）・今市村を再興した光明院（天海）に寄進しています。また、同時に東照大権現社領（狭義の「日光神領」）5千石を天海大僧正宛に寄進します。1655（明暦元）年には、4代將軍家綱が、日光山門跡に対し、東照大権現宮領（日光神領並びに日光山領）1万石及び大猷院（家光の諡号）領3千6百石を寄進します。こうして、日光神領（門跡領・東照宮領・大猷院領）は確立します。中でも、この足尾は、当初の秀吉による日光山領寄進以来、幕末に至るまでの278年間、日光山門跡領として位置づけられた、特異な存在です。



↑天海大僧正像（日光市鉢石）

II-1 近世日光領の成立（足尾を中心として）

No.	年 号	西暦	文 書 名	発給者	受給者	文 書 の 概 要
1	天正 18 年 9 月 20 日	1590	日光山領寄進状	豊臣秀吉	日光山座禪院・ 同衆徒中	豊臣秀吉が、日光山に対し、境内地・門前・足尾村・神主社人寺人の屋敷を寄進した（領地として認めた）朱印状。「座禪院」とは、日光山座主（別当）光明院の廃絶した後、権別当として日光山を統括していた。
2	慶長 14 年 3 月 5 日	1609	日光山領安堵状	徳川家康	日光山座禪院・ 同衆徒中	徳川家康が、日光山に対し、境内地・門前・足尾村・神主社人の屋敷について、秀吉と同様に領地として認めた黒印状。
3	元和 6 年 3 月 15 日	1620	日光山領寄進状	徳川秀忠	光明院・座禪院	徳川秀忠（2代將軍）が、足尾村一円（先規の如く）・草久村・久加（我）村・今市村を日光山に寄進した。慶長 18（1613）年に、天海が日光山貫主として「光明院」を復活している。なお、日光山領の加増と東照社領の寄進は、家康が亡くなった翌年の元和 3（1617）年に決定されていた。
	元和 6 年 3 月 16 日	1620	日光山領目録	安藤重信 土井利勝 本多正純 酒井忠世	光明院・座禪院	上記秀忠寄進の翌日付けで、足尾村一円・今市村 700 石・草久村 379 石余・久加（我）村之内 320 石余を日光山に寄進した目録で、4 人の老中連署で出された。
4	元和 6 年 3 月 15 日	1620	東照大権現社領寄進状	徳川秀忠	天海大僧正御坊	徳川秀忠（2代將軍）が、天海に対し、東照大権現社領（下野国日光山）都合 5,000 石を寄進した。これが、最初の日光神領で、以降順次拡大して行く。なお、足尾郷はこれに含まれておらず、この後も日光山領（後の御門跡領）のまま、幕末まで続く。
	元和 6 年 3 月 16 日	1620	東照大権現（下野国日光山） 御神領目録	安藤重信 土井利勝 本多正純 酒井忠世	天海大僧正御坊	上記秀忠寄進の翌日付けの目録で、湯西（川）・栗山・小百・所野・瀬尾・瀬河（川）・山窪（久保）・平ヶ崎・千本木・下之内・室末（瀬）・吉沢・小代・明神・長皇（畑）・小来川・小倉（之内）の各 17 ヶ村・都合 5,000 石の内訳を列記している。発給者は 4 人の老中で、天海宛てに出された。
5	寛永 11 年 5 月 2 日	1634	東照大権現領並びに 日光領寄進状	徳川家光	天海大僧正御坊	徳川家光（3代將軍）が、東照大権現領並びに日光山領を一本化して、22 ヶ村・都合 7,000 石を天海に寄進している。
6	明暦元年 9 月 17 日	1655	東照大権現宮領・大猷院領 寄進状	徳川家綱	日光一品法親王	徳川家綱（4代將軍）が、日光山門跡（同年 11 月に輪王寺宮門跡となる）に対し、東照大権現宮領 10,000 石（日光御神領並びに日光山領）及び大猷院領 3,600 石の都合 13,600 石余を寄進する。これは、慶安 4（1651）年 4 月 20 日に家光が亡くなり、翌年に大猷院廟が創建されたことによる。
7	元禄 14 年 9 月 3 日	1701	日光領目録	阿部正武 土屋政直 小笠原長重 秋元喬朝 稲葉正道		老中 5 名連署の日光領目録で、従来の 13,600 石に寛文検地打出高・元禄 13（1700）年足地籠高・同 14 年の御供料増分を加えた 78 ヶ村・都合 25,106 石余が明記されている。この中に「高 762 石 5 斗 7 升 足尾村」とある。

・『栃木県史 史料編・近世六』及び『日光市史 史料編 中巻』により作成した。

・近世日光領の成立過程は、①「日光山領」 ②「東照宮領」 ③「大猷院領」の順で成立している。①・②・③を併せて広義の「日光神領」・「日光御神領」あるいは「日光領」と言う。

・①「日光山領」は、後に御門跡領と言う。②「東照宮領」は、東照大権現宮領とも言われ、狭義の日光神領を指す。③「大猷院領」は、家光＝大猷院を指し、御霊屋領とも言われる。



Google : 画像 ©2021 TerraMetrics

↑日光～足尾～沢入周辺の航空写真



↑黄銅鉱・ハンマー・タガネ・足字銭（寛永通宝）

①②黄銅鉱：栃木県立博物館蔵

③ハンマー・④タガネ：足尾銅山観光管理事務所蔵

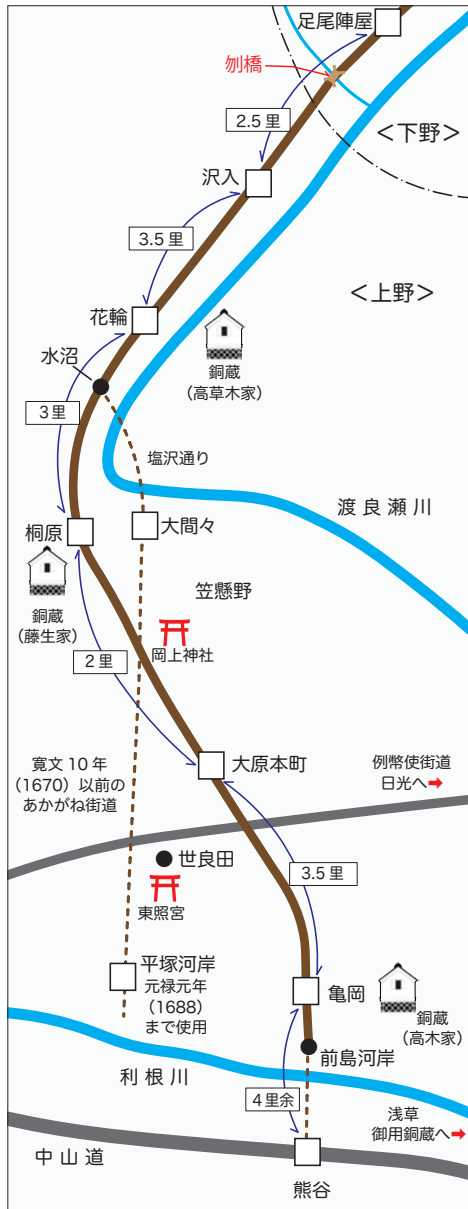
⑤足字銭：当館蔵

↑『日光山志』山中銅穴図 植田孟縉編輯
全5冊 1837（天保8）年 当館蔵

2 足尾銅山の支配

足尾銅山は、1613（慶長18）年に御用銅山として江戸幕府の直轄支配となります。足尾で産出した銅は、江戸城・日光山神社・上野寛永寺などの御用普請に利用されます。最盛期の17世紀後半（延宝・貞享年間）には、長崎から輸出する銅の2割（足尾五ヶ一銅）は、足尾産でした。日本有数の銅山となった足尾銅山は、勘定奉行配下の代官支配を受け、幕府の徹底した管理が行われます。また、足尾の新梨子村には、代官配下の役人が常住する「足尾陣屋」が設けられます。1649（慶安2）年には、足尾で精錬した御用銅を、江戸の浅草御用蔵まで運ぶための銅街道が整備されています。

一方、銅山経営を直接行うのは、山先（山師のリーダー）や山師たちです。彼らは、代官配下の足尾陣屋の管理下、多くの大工・掘子を従えて生産活動を行います。最盛期には、46人の山師がいました。また、彼らは江戸・大坂・長崎に会所を設置しており、交替でそこに詰めるために、道中の帯刀と一緒に苗字が許されました。しかし、18世紀以降の足尾銅山は、産出量が激減し、銅山に係わる山師たちも減少しています。そこで、困窮した山師たちは、度々幕府や日光山に拝借金を歎願するようになっていきます。



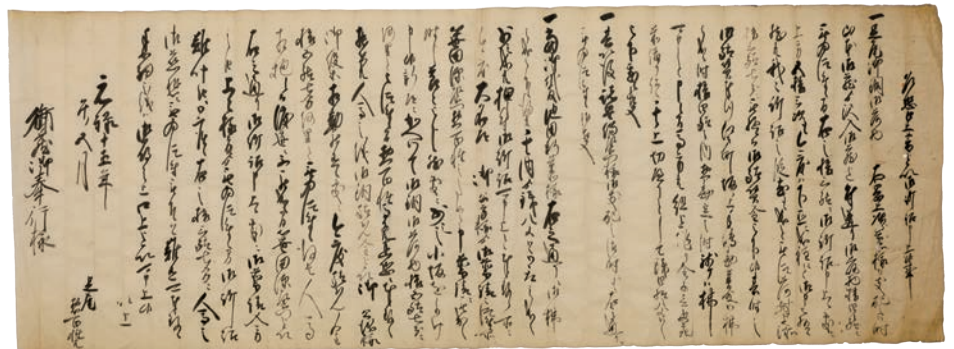
↑銅街道行程略図

1649（慶安2）年、足尾で精錬された御用銅を、江戸の浅草御用蔵に運ぶために整備されたのが銅街道です。足尾陣屋から上野国の沢入・花輪・桐原（以上、群馬県みどり市）・大原本町・亀岡（以上、群馬県太田市）の5か宿を経て利根川の前島河岸（群馬県太田市）までは馬で継送り、そこから船で利根川と江戸川を下り浅草まで運びます。（『足尾通見取絵図』より作成）

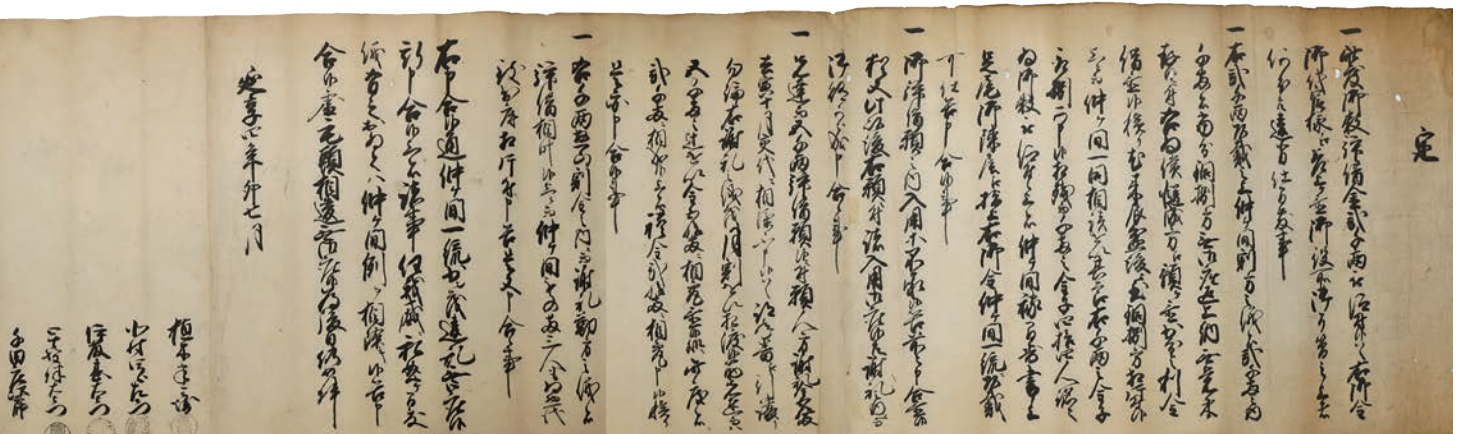


←勿橋御用普請関係文書

唐風呂村名主文書 当館寄託
現在、餅ヶ瀬川が渡良瀬川に合流する手前に唐風呂橋がありますが、江戸時代にはその少し上流付近に「勿橋」が架かっていました。この橋は、御用銅駄送りのために重要な橋で、代官が管理し、地元の唐風呂村が維持を任されていた。夜間は通行止めとしていました。



↑御用銅付送荷物駄数一件に付訴状 1702（元禄15）年 原村名主文書 当館寄託



↑山師 44 人御救拝借金 2000 両取扱い申合覚 1747（延享4）年 原村名主文書 当館寄託



見えてきた 江戸時代の足尾

II-2 星野治部左衛門による「足尾銅山草創記」 寛政8（1796）年辰4月（日光山輪王寺文書）

年号	西暦	記 述 内 容
慶長 15 戊	1610	慶長年中に銅山を発見した者は、治部と内蔵という百姓であった。それを、播磨国山崎治兵衛・備前国高坂清右衛門が聞き及び、足尾に来て「山先」を勤め、大金を手にして帰国した。慶長 15 年 3 月に、足尾銅山を発見したことを、座禅院に報告している。
慶長 16 亥	1611	酒井雅楽頭忠世の取次で、間吹銅を幕府へ献上する。家光公「御袴着御祝儀」の際に披露され、「御吉例之御山」と沙汰され、足尾一村の者共は有難く感じ入った。
慶長 18 丑	1613	足尾銅山が、幕府直轄となり、銅山奉行藤川庄次郎のもとで銅の買上げがはじまる。
慶長 19 寅	1614	奉行藤川庄次郎が、大坂冬の陣に供奉する際に、銅買上残金 300 両を山仕（山師）に借置いた。
元和元卯	1615	5 月、小林重郎左衛門が代官となり、足尾銅山を管理する。
		9 月まで、銅を町人へ売払い、休山となる。
元和 2 辰	1616	3 月まで、銅買上となる。その後、4 月から元和 7 年（1621）酉年暮れまで、約 6 年間銅御用なく、「御留山」となる。
		この間、銀山と鉛山を発見し、大僧正（天海）に申し出て山稼ぎがはじまる。
		やがて、銀山は留山となり、星野家先祖に預けられた。
元和 8 戌	1622	銅御用があり、山明けとなり、翌亥年 3 月まで銅吹立てが続く。
		この時、日光日代山口図書の指示により、町人が半役を差し出すこととなり、星野太郎左衛門が組頭を請け、大工 4 人で 1 分・掘子 8 人で 1 分の運上を差し出すこととなる。
寛永元子	1624	寛永 3 年寅までの 3 ケ年間、小林彦五郎（重左衛門の子）が代官になる。
		元年 8 月から日光山御普請があり、岩切り出しのため、山仕が動員された。そのため、1 か月間ほど休山となる。9 月から再び銅吹立て、買上げがはじまった。
寛永 3 寅	1626	暮れに、大僧正から銅吹所の停止命令が出る。
寛永 4 卯	1627	銅御用があり、代官から大僧正へ言上し、少しの間買上げになった。
寛永 5 辰	1628	寛永 8 年までの 4 年間は、大僧正から直接買上げとなる。
寛永 9 申	1632	大僧正が買上げていたが、金不足で銅吹き作業が遅れた。
寛永 10 酉	1633	4 月、江戸町人鶴屋甚兵衛・京都町人奥田治郎兵衛が大僧正に願い出て、1 年間に金 300 両宛の運上金で 3 ケ年間銅稼ぎを行う。その後の動向は不明。
慶安元子	1648	3 月、銅御用のために酒井讃岐守（忠勝）・秋元但馬守から御本坊へ申出て、公儀の山・又は御賃の形で御用山となった。この時、足尾銅で日光の御宮・御霊屋・諸堂の屋根が葺かれた。
貞享期		（1684～1687）「御瓦延立御用」があり、足尾で瓦製造がおこなわれ、在・町が繁昌した。
寛保期		（1741～43）には、足尾山元に「鑄銭座」が設けられ、一在所が繁盛した。
特記事項		盛んな頃は、銅生産額が年間 40 万貫に達し、吹床は 50 枚位必要であった。それが寛政 8 年には、吹床 2 枚に激減し、「銅山皆休山」となった。
		足尾銅は、江戸城・日光山・上野寛永寺・芝増上寺・その他の普請御用銅・御瓦御用銅として用いられた。延宝年間（1673～1680）には、「長崎五ヶ一御用」を命じられる。この時、江戸・大坂・長崎に「会所」が建てられ、そこへ銅山仕が 2 人宛交替でつめていた。そのため、道中の帯刀が許され、銅山仕一同に苗字が許された。足尾の銅山仕は、御用山仕であった。
		山仕の数は、往古は 36 人、延宝年中は 46 人、しかし、山先（頭）の吉田太郎右衛門（最後の山先）が潰れた。（新井孫兵衛・庄右衛門が脱落し、元文期には 43 人になった。元文元年の足尾惣山仕代は与右衛門・与次右衛門、組頭が伊藤勘五左衛門である。）寛政 8 年には、銅山仕家数 14 軒で、人数 33 人程であった。
		町方札役・通堀は、先年は 150 人程で、村方炭釜は、150 釜程であった。
		銅山稼が不盛の時は、銅山敷内普請料や御救い拝借金をお願いして、銅山稼ぎを持続して、銅山仕も足尾在町も生活が続けてきた。
		足尾七ヶ村とは、掛水・赤沢・新梨子・中居・遠下・原・唐風呂の 7 村（下七ヶ村）を指す。そこへ、神子内・間藤・赤倉・葛有（久藏）・松木・仁田元・高原木の 7 村（上七ヶ村）を加え、足尾 14 ヶ村と言う。
		往古の足尾は家数 1000 軒と伝える。町方は、松原・目出度・坂ノ上・下河原・赤沢・袋・前原で 7 町と唱えている。
		足尾村は、至って深山で耕作実り兼ね、作徳の薄い場所である。先年から銅山一色の暮し向きにより、年貢・諸役を勤めている地域である。然る処、近年銅山不盛により足尾村一村が困窮している。特に銅山付きの町方は困窮を極めた。家の半数は潰れ、甚だ難儀している。特に、寛政 7 年（1795）は、1 年間銅山休山したので銅稼ぎが無く、村内一同の者共が極難となっている。
		以上は、足尾銅山の草創については、年数が経ちわかり難いため、御尋について留書や申伝えに基づき、星野治部左衛門が申し上げるものです。



3 足尾十四ヶ村支配の変遷

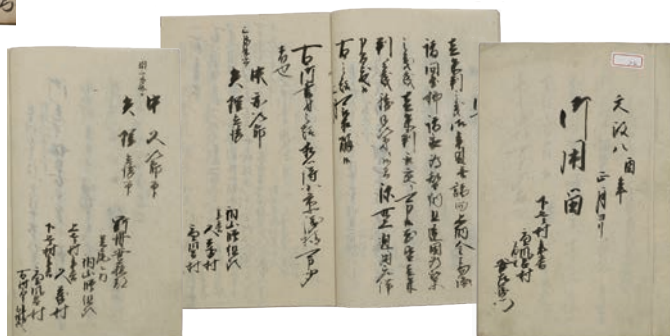
江戸時代の古文書の中で、足尾地域全体を示す文言としては、「足尾村」・「足尾郷」・「足尾十四ヶ村」があります。この内、足尾十四ヶ村とは、1666（寛文6）年に実施された日光神領の総検地で確定した14の村々のことです。具体的には、「下七ヶ村」の唐風呂・原・遠下・中居・新梨子・赤沢・掛水村と、「上七ヶ村」の間藤・赤倉・久藏・松木・仁田元・高原木・神子内村を指します。

日光神領村々の支配は、1790年代（寛政年間）を境にして大きく変化します。1791（寛政3）年以前は、日光山本坊配下の日光目代である山口氏が統治していましたが、寛政3年以降は、山口氏が失脚し、老中配下の日光奉行が

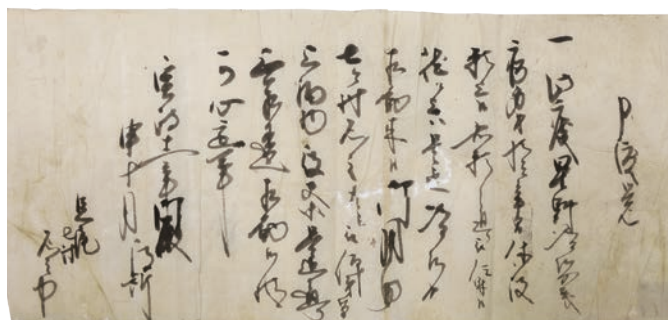
直接統治するようになります。基本的には、足尾十四ヶ村の支配も同様であります。そこには門跡領ならではの独自の支配が見られます。それは、寛政以前では、目代山口氏の「日光御役所」の元に、日光山門跡の家来と言われる星野氏（治部左衛門・太郎左衛門を襲名）の「足尾御役所」が存在しており、星野氏を通して下・上七ヶ村という2つのグループ（それぞれにリーダーの年番名主がいます）の村々を統治しています。一方、寛政以降は、日光奉行所並びに日光山本坊が2人の年番名主を通して村々を直接治めるように変化しています。



↑星野治部左衛門に関わる古文書
江戸時代 原村・唐風呂村名主文書 当館寄託



↑唐風呂村御用留 1825（文政8）年
唐風呂村名主文書 当館寄託



↑日光御殿役所からの星野氏休役の申渡覚
1800（寛政12）年 原村名主文書 当館寄託

各村々には、名主・年寄・百姓代がいます。下七ヶ村の代表名主を「下年番名主〇〇」と言い、上七ヶ村の代表名主を「上一年番名主〇〇」と言います。なお、日光奉行所から出された通達を各年番名主が書き写した記録（御用留）を見ると、日光奉行所では、上・下の年番名主の外に銅山師組頭（山師のリーダー）に対しても通達を出しています。



↑唐風呂村と原村・沢入村・小中村・根利村
4ヶ村山境絵図面(表面) (←裏面)1822(文政5)
年唐風呂村名主文書 当館寄託

1822(文政5)年、日光奉行所は各村に村境を
確定した絵図の提出を命じます。この絵図は、隣
接の足尾原村と上州沢入村・小中村(群馬県みど
り市)・根利村(同沼田市)との境を確定したもの
です。また、原村境の榎木・西禅寺・刎橋・国
境杭等の目印を示し、他に家屋・村道・河川・羽
黒大日社・熊野社・愛宕・山神も記載しています。

(星野治部左衛門でどんな人)

星野治部左衛門がいかなる人物であった
のか、現時点では不明な点が多いのが実情で
す。以下、輪王寺文書や地域に残された史料
から見えてきたことを整理しておきます。

①1790年代(寛政期)までは、日光山門
跡の家来として、日光目代山口氏「日光御
役所」の配下で、足尾地域の「足尾御役所」
を監理していた。

②1796(寛政8)年に、1610(慶長
15)年以降の足尾銅山の盛衰を示す「足尾
銅山草創記」(輪王寺文書)を記している
ことから、銅山経営に直接関わる山師たち
を配下に置いていた。

③村明細帳に「割元星野治部左衛門」という
文言があり、足尾十四ヶ村を統括する立場
にあり、年貢・諸役の割り振りや地域内の
裁許など村政に関する業務を担っていた。

④1800(寛政12)年に、病気を理由に10
年間の休役を日光山に願うが、以降は凋落
して表舞台から姿を消してしまう。



↑星野治部左衛門の五輪塔と笠塔婆(中才墓地)

Ⅲ 古文書から見た足尾十四ヶ村のすがた

1 江戸時代の足尾十四ヶ村の様子

現在の各自治会の原形は、江戸時代のはじめにできたと言われています。日光神領では、1666（寛文6）年の総検地実施がその時期に当たります。この検地により、反別面積・村高（生産高）・村の範囲が確定し、明治初年の地租改正に引き継がれます。

1801（享和元）年に足尾下七ヶ村の村役人たちが全体の約束事を定めた「定仕来之覚」という史料があります。これを見ると、足尾地域の江戸時代の村々の有り様を知ることができます。

幕府法令を守り、日光山本坊への諸役を勤める。正月、本郷（下）七ヶ村の惣代名主2人が、本坊へ年始参りを行う。

2月、本坊台所に春の御用薪を上納する。

3月10日までに、宗門改帳を提出する。

4月、独活と岩茸を本坊に上納する。

また、春の日光山祭祀に、童子7人・小詰6人・青侍20人を供奉させる。

7月、秋の御用薪を本坊台所に上納する。

8月、本坊に御用松茸を上納する。

9月23日までに、年貢を3分の1上納する。

秋の祭祀には、4月の半役を勤める。

10月20日までに、年貢3分の1を上納し、国役金も上納する。

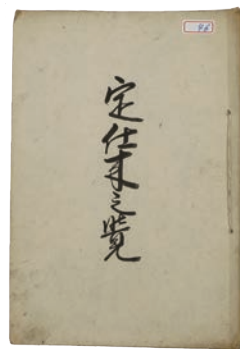
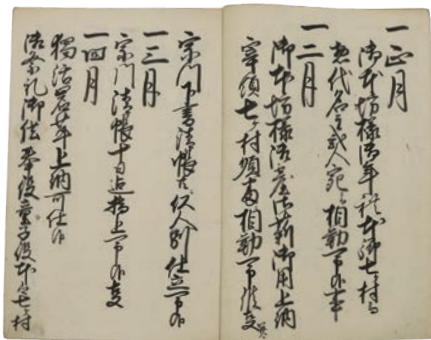
11月22日には、年貢を皆納する。

12月12日までに、運上金を皆納する。

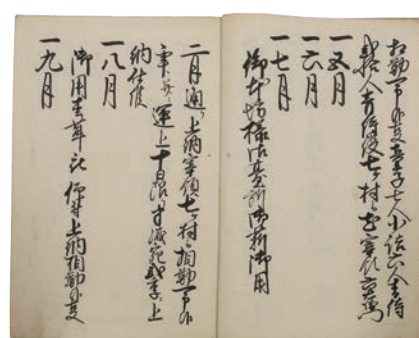
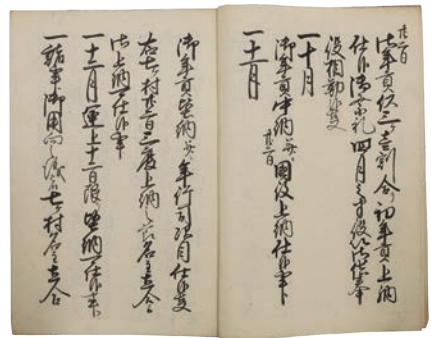
すべての御用向は七ヶ村名主の協議により行う。

七ヶ村の総勘定は、7月朔日と12月10日に実施する。

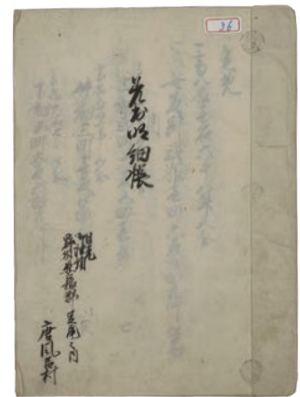
等七ヶ村の取決めをしています。



↑ 検地水帳 1666（寛文6）年
唐風呂村名主文書 当館寄託



↑ 足尾下七ヶ村定仕来之覚
1801（享和元）年 唐風呂村名主文書 当館寄託



↑ 唐風呂村差出明細帳
1823（文政6）年 唐風呂村名主文書 当館寄託

村明細帳は、現在の市勢要覧のようなもので、当時の村の様子を知ることができます。記載する項目は、領主が雛形で決めており、それに従い提出します。日光神領においては、村高と耕地の状況、検地帳の所在、四木三草（四木：桑・楮・茶・漆、三草：藍・紅花・麻）の有無、家数・人数・馬数、日光山への納物や役負担、農間渡世、御立林や百姓林、街道 橋、用水、高札場、荒地、社寺、地味などを記載し提出しています。



2 足尾十四ヶ村の年貢と諸役負担

村々の年貢は、①検地により決定した畑・屋敷の等級別面積Aに石盛B（税率）を掛けて、村高Cを決定します。②この村高に対し、厘付D（年貢率のこと）で、日光神領は通常35%ですが、足尾は31%と若干低めです）を掛けて、年貢（日光神領では定額の金納）を決定します。③領主が村役人に対し、年貢の上納を命じたのが「年貢割付状」です。④完納すると領主から「年貢皆済目録」が出されます。

1790年以前の目代山口氏による年貢関係史料は、極めて簡便なものでした。しかし、それ以降は、幕府領にならう形式で足尾14ヶ村全体を一纏めとした膨大な「年貢割付状」が出されます（長さ5m75cm）。

足尾の諸役は、門跡領独特のもので、薪・独活・

岩茸・松茸を日光

山本坊に上納し

たり、春と秋の

日光山祭礼の供

奉役もありまし

た。また、助郷

役としては、日

光御成の節には、

日光鉢石宿に詰

める大助郷が課

され、御用銅荷

物付送りの際に

は、足尾陣屋か

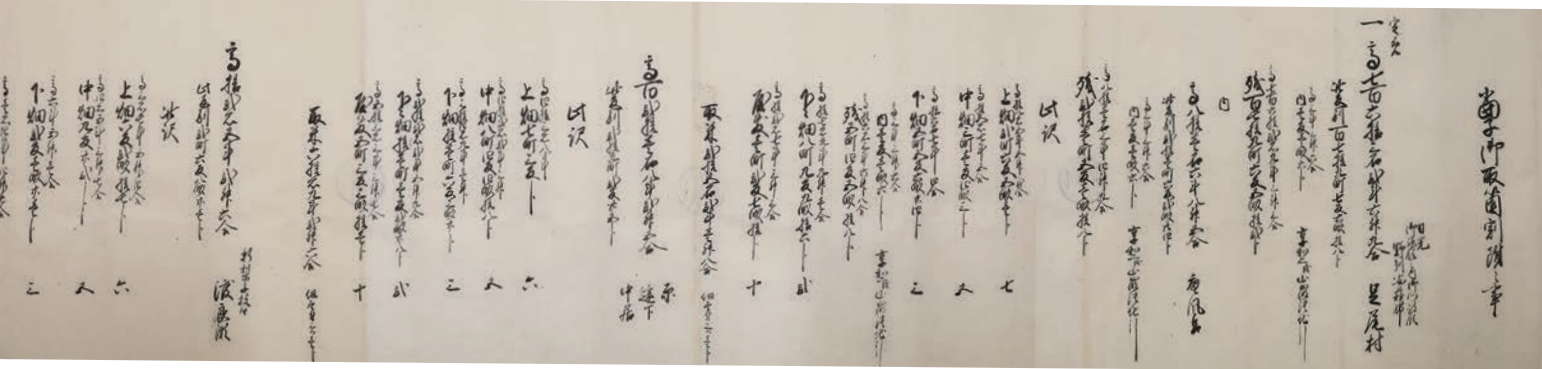
ら上州沢入村ま

での定助郷が課

されています。

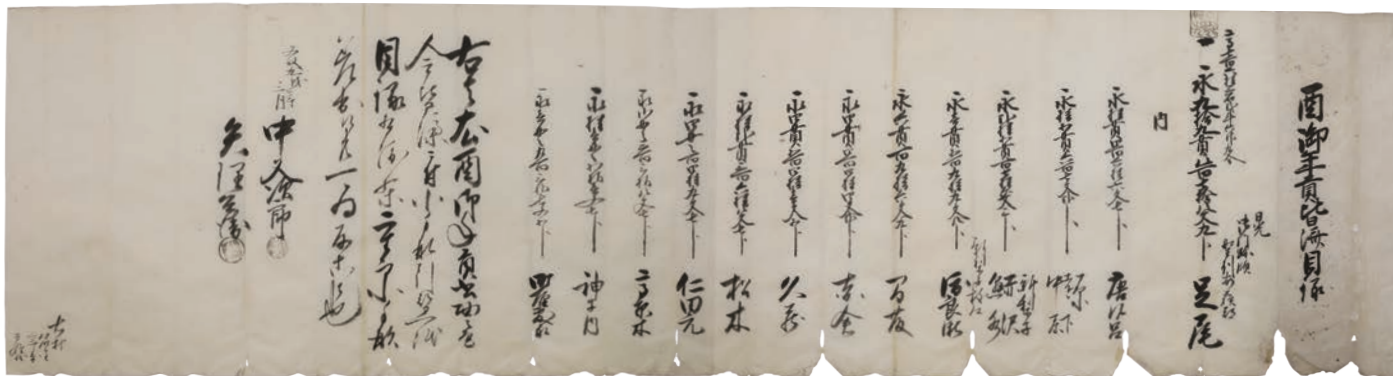
III-1 年貢の決定手順（唐風呂村の場合）

	面積：A	石盛：B	村高：C (A×B)
上畑	2町6反5畝01歩	7 (7割) (唐風呂村以外6)	18石5斗5升2合
中畑	3町1反4畝03歩	5 (5割)	15石7斗0升5合
下畑	5町5反6畝24歩	3 (3割)	16石7斗0升4合
下々畑	8町9反9畝16歩	2 (2割)	17石9斗9升1合
屋敷	1町2反7畝10歩	10 (10割)	12石7斗3升3合
小計	21町6反2畝24歩		村高：81石6斗8升5合
(小計ー山崩分) 引き残	山崩1反1畝06歩を引 残21町5反1畝18歩		山崩3斗3升6合を引く 残81石3斗4升9合：C
「厘付3ツ1」：D (年貢率31%)		取米：C×0.31	取米：25石2斗1升8合



↑足尾十四ヶ村の年貢割付状

1804（文化元）年 唐風呂村名主文書 当館寄託



↑足尾十四ヶ村の年貢皆済目録

1826（文政9）年 原村名主文書 当館寄託



↑本坊様納松茸上納に付届書

1832（天保3）年 原村名主文書 当館寄託



↑足尾十四ヶ村御薪割合帳

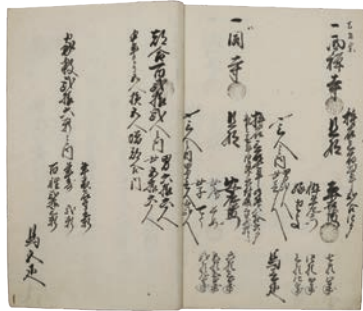
1812（文化9）・1819（文政2）年
原村名主文書 当館寄託

Ⅲ－２ 足尾 14 ケ村の文化元（1804）年の年貢割付状一覧表

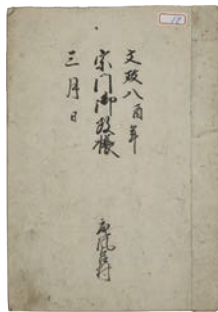
足尾 14 ケ村 総村高	763 石 2 斗 6 升 9 合	享和 2 年山崩 3 斗 3 升 6 合 引残 762 石 9 斗 3 升 3 合	上畑（石盛 6） 唐風呂村は（石盛 7）	中畑（石盛 5）	下畑（石盛 3）	下々畑（石盛 2）	屋敷（石盛 10）	取米 厘付三ツ巻 （年貢率 3 割 1 分、A×0.31）	寛政十年午改出 1 町 3 反 4 畝 15 歩	町屋敷永 （口永不掛）
足尾 14 ケ村 総反別	179 町 7 反 6 畝 18 歩	享和 2 年山崩 1 反 1 畝 06 歩 引残 179 町 6 反 5 畝 12 歩							② 取永 443 文 9 分	③ 永 1 貫 937 文 5 分
								三口永 96 貫 984 文 6 分 此口永 2 貫 851 文 4 分 ①＋②＋③ 総合：99 貫 836 文		

	村高：A	享和 2 年山崩分 引残：B	上畑（石盛 6） 唐風呂村は（石盛 7）	中畑（石盛 5）	下畑（石盛 3）	下々畑（石盛 2）	屋敷（石盛 10）	取米 厘付三ツ巻 （年貢率 3 割 1 分、A×0.31）	寛政十年午改出
唐風呂	81 石 6 斗 8 升 5 合	山崩 3 斗 3 升 6 合 残 81 石 3 斗 4 升 9 合	18 石 5 斗 5 升 2 合	15 石 7 斗 0 升 5 合	16 石 3 斗 6 升 8 合	17 石 9 斗 9 升 1 合	12 石 7 斗 3 升 3 合	25 石 2 斗 1 升 8 合	1 反歩
	21 町 6 反 2 畝 24 歩	山崩 1 反 1 畝 06 歩 残 21 町 5 反 1 畝 18 歩	2町 6 反 5 畝 01 歩	3町 1 反 4 畝 03 歩	5町 4 反 5 畝 18 歩	8町 9 反 9 畝 16 歩	1町 2 反 7 畝 10 歩	(唐風呂村のみ B×0.31)	33 文
	121 石 8 斗 2 升 5 合	－	40 石 9 斗 0 升 8 合	32 石 6 斗 6 升 2 合	22 石 2 斗 5 升 0 合	14 石 6 斗 0 升 2 合	11 石 4 斗 0 升 3 合	37 石 7 斗 6 升 6 合	原 7 畝・遺下 4 畝 ・中居 3 畝
原・遺下・ 中居の計	29町 2 反 0 畝 25 歩	－	6町 8 反 1 畝 24 歩	6町 5 反 3 畝 07 歩	7町 4 反 1 畝 20 歩	7町 3 反 0 畝 03 歩	1町 1 反 4 畝 01 歩		原 23.1 文・遺下 13.2 文 ・中居 9.9 文
	196 石 5 斗 3 升 6 合	－	43 石 8 斗 0 升 0 合	42 石 2 斗 3 升 0 合	34 石 9 斗 1 升 0 合	22 石 2 反 5 升 9 合	53 石 3 斗 3 升 7 合	60 石 9 斗 2 升 6 合	新梨子 7 畝・ 赤沢 8 畝・掛水 7 畝
	43町 8 反 4 畝 17 歩	－	7町 3 反 0 畝 0 歩	8町 4 反 4 畝 18 歩	11町 6 反 3 畝 20 歩	11町 1 反 2 畝 28 歩	5町 3 反 3 畝 11 歩		新梨子 23.1 文・ 赤沢 26.4・掛水 23.1 文
新梨子・赤沢・ 掛水の計	12 石 5 斗 2 升 6 合	－	3 石 7 斗 5 升 4 合	4 石 5 斗 3 升 7 合	6 斗 5 升 1 合	1 石 4 斗 4 升 7 合	2 石 1 斗 3 升 7 合	3 石 8 斗 8 升 3 合	
	2町 6 反 8 畝 21 歩	－	6 反 2 畝 17 歩	9 反 0 畝 22 歩	2 反 1 畝 21 歩	7 反 2 畝 10 歩	2 反 1 畝 11 歩	－	
	412 石 5 斗 7 升 2 合	－	107 石 0 斗 1 升 4 合	95 石 1 斗 3 升 4 合	74 石 1 斗 7 升 9 合	56 石 2 斗 9 升 9 合	79 石 6 斗 1 升 0 合	127 石 7 斗 9 升 3 合	4 反 6 畝
(下七ヶ村計)	97 町 3 反 6 畝 27 歩	－	17 町 3 反 9 畝 12 歩	19 町 0 反 2 畝 20 歩	24 町 7 反 2 畝 19 歩	28 町 1 反 4 畝 27 歩	7 町 9 反 6 畝 03 歩		151 文 8 分
間 藤	48 石 2 斗 9 升 6 合	－	11 石 8 斗 2 升 4 合	10 石 7 斗 6 升 0 合	15 石 6 斗 7 升 2 合	6 石 1 斗 4 升 3 合	3 石 8 斗 9 升 7 合	14 石 9 斗 7 升 2 合	8 畝 11 歩
	12 町 8 反 0 畝 24 歩	－	1町 9 反 7 畝 02 歩	2町 1 反 5 畝 06 歩	5町 2 反 2 畝 12 歩	3町 0 反 7 畝 05 歩	3 反 8 畝 29 歩		27 文 6 分
	34 石 5 斗 9 升 7 合	－	7 石 8 斗 9 升 8 合	7 石 9 斗 7 升 8 合	12 石 1 斗 3 升 9 合	2 石 9 斗 7 升 5 合	3 石 6 斗 0 升 7 合	10 石 7 斗 2 升 5 合	7 畝 15 歩
赤 倉	8 町 8 反 0 畝 20 歩	－	1町 3 反 1 畝 19 歩	1町 5 反 9 畝 17 歩	4町 0 反 4 畝 19 歩	1町 4 反 8 畝 23 歩	3 反 6 畝 02 歩		24 文 8 分
	35 石 0 斗 2 升 7 合	－	13 石 4 斗 6 升 2 合	10 石 1 斗 4 升 8 合	5 石 4 斗 5 升 1 合	2 石 8 斗 9 升 6 合	3 石 0 斗 7 升 0 合	10 石 8 斗 5 升 8 合	2 反歩
	7 町 8 反 4 畝 16 歩	－	2町 2 反 4 畝 11 歩	2町 0 反 2 畝 29 歩	1町 8 反 1 畝 21 歩	1町 4 反 4 畝 24 歩	3 反 0 畝 21 歩		66 文
松 木	96 石 4 斗 3 升 7 合	－	42 石 1 斗 3 升 8 合	22 石 6 斗 7 升 8 合	15 石 7 斗 5 升 2 合	5 石 7 斗 4 升 9 合	10 石 1 斗 2 升 0 合	29 石 8 斗 9 升 5 合	1 反 5 畝 9 歩
	20 町 6 反 9 畝 17 歩	－	7町 0 反 2 畝 09 歩	4町 5 反 3 畝 17 歩	5町 2 反 5 畝 02 歩	2町 8 反 7 畝 13 歩	1町 0 反 1 畝 06 歩		50 文 5 分
	32 石 2 斗 7 升 9 合	－	6 石 1 斗 4 升 0 合	5 石 3 斗 7 升 5 合	9 石 2 斗 9 升 8 合	7 石 3 斗 9 升 9 合	4 石 0 斗 6 升 7 合	10 石 0 斗 0 升 6 合	8 畝歩
仁田元	9 町 3 反 0 畝 12 歩	－	1町 0 反 2 畝 10 歩	1町 0 反 7 畝 15 歩	3町 0 反 9 畝 28 歩	3町 6 反 9 畝 29 歩	4 反 0 畝 20 歩		26 文 4 分
高原本	18 石 2 斗 2 升 3 合	－	4 石 1 斗 3 升 6 合	7 石 0 斗 8 升 8 合	3 石 6 斗 7 升 5 合	1 石 2 斗 8 升 1 合	2 石 0 斗 4 升 3 合	5 石 6 斗 4 升 9 号	3 畝 10 歩
	4 町 1 反 7 畝 21 歩	－	6 反 8 畝 28 歩	1町 4 反 1 畝 23 歩	1町 2 反 2 畝 15 歩	6 反 4 畝 02 歩	2 反 0 畝 13 歩		11 文 0 分
	85 石 8 斗 3 升 8 合	－	26 石 2 斗 5 升 2 合	33 石 8 斗 5 升 3 合	12 石 7 斗 2 升 8 合	5 石 1 斗 7 升 8 合	7 石 8 斗 2 升 7 合	26 石 6 斗 1 升 0 合	2 反 6 畝歩
神子内	18 町 7 反 6 畝 01 歩	－	4町 3 反 7 畝 16 歩	6町 7 反 7 畝 02 歩	4町 2 反 4 畝 08 歩	2町 5 反 8 畝 27 歩	7 反 8 畝 08 歩		85 文 8 分
(上七ヶ村計)	350 石 6 斗 9 升 7 合	－	111 石 8 斗 5 升 0 合	97 石 8 斗 8 升 0 合	74 石 7 斗 1 升 5 合	31 石 6 斗 2 升 1 合	34 石 6 斗 3 升 1 合	108 石 7 斗 1 升 5 合	8 反 8 畝 15 歩
	82 町 3 反 9 畝 21 歩	－	18 町 6 反 4 畝 05 歩	19 町 5 反 7 畝 19 歩	24 町 9 反 0 畝 15 歩	15 町 8 反 1 畝 03 歩	3 町 4 反 6 畝 09 歩	－	292 文 1 分

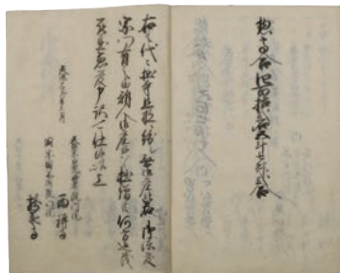
唐風呂村名主文書より作成



↑唐風呂村の宗門改帳 1825（文政8）年
唐風呂村名主文書 当館寄託



↑下七ヶ村の宗門改帳 1843（天保14）年
唐風呂村名主文書 当館寄託



3 宗門改帳から見た村の様子

宗門改帳とは、村役人と寺院により、村内の各家・個人がキリシタンではなく、寺院の檀家であることを証明して、毎年領主に提出するものです。しかし、次第に村の戸籍簿の役割を担うようになります。現在、足尾下七ヶ村の年番名主宅等に保管されていた、宗門改帳22冊が現存しています。各村の家数・人数・馬数と旦那寺を一覧にしたのが、Ⅲ-3です。1830年代の天保の飢饉を挟む、1825（文政8）年と1843（天保14）年と比較すると、全体的には、家数・人口ともに減少しています。唐風呂村の微増以外は、原・中居・掛水村が微減、遠下・新梨子・赤沢村が激減となっています。なお、唐風呂村は、例外的に、家数は固定し、人数は若干増加しており、一家の平均人数も4.3人から6.5人へと増加しています。また、馬については、唐風呂・原村の保有比率が高く、村の約半数が保有しており、馬が日常の生活に不可欠なものとなっています。

Ⅲ-3 宗門改帳からみた家数・人数・馬数の変遷と旦那寺

村名	年号	安永 10 年	寛政 4 年	文化元年	文政 8 年	天保 14 年	嘉永 6 年	文久元年	元治元年	慶応 4 年	明治 4 年	旦那寺（文政 8 年時点）
	西暦	1781	1792	1804	1825	1843	1853	1861	1864	1868	1871	
唐風呂	家数	29	28		26	27	27		26	27	27	天台宗日光妙道院門徒西禅寺
	総人数	126	123	122	122	135	148		156	175	168	
	男	73	69	72	66	76			92	97	94	
	女	53	54	50	56	59			64	78	74	
	馬数	13	14		6	12	12		12	12		
原	家数			28	29	27	25	25			24	天台宗日光妙道院門徒龍泉寺
	総人数			124	136	124	137	123			122	
	男			71	70	66		71			66	
	女			53	66	58		52			56	
	馬数			12	11	13	13	12				
遠下	家数				6	2	2					天台宗日光妙道院末龍福寺
	総人数			20	13	9	5					
	男			12	10	4						
	女			8	3	5						
	馬数				0	0	0					
中居	家数				6	5	6					禅宗上州花輪村祥禅寺末東禅寺
	総人数			24	23	19	27					
	男			14	11	10						
	女			10	12	9						
	馬数				2	1	1					
新梨子	家数				29	16	16	16				天台宗日光妙道院末清光寺（文政 8 年 8 軒）
	総人数			102	99	55	59	54				天台宗日光妙道院末宝蔵寺（同 5 軒）
	男			51	50	26		29				天台宗日光妙道院末龍照院（同 3 軒）
	女			51	49	29		25				一向宗江戸本願寺末長法院（同 1 軒）
	馬数					1	0					浄土宗野州芳賀郡大澤円通寺末大円寺（同 5 軒）
												禅宗上州勢多郡花輪村祥禅寺末東禅寺（同 7 軒）
赤沢	家数				44	36	35					禅宗上州花輪村祥禅寺末東禅寺（文政 8 年 7 軒）
	総人数			148	164	154	153					日蓮宗甲州身延山久遠寺末本妙寺（同 2 軒）
	男			74	81	72						天台宗日光妙道院末龍照院（同 1 軒）
	女			74	83	82						天台宗日光妙道院末宝蔵寺（同 34 軒）
	馬数				7	9	8					
掛水	家数				18	15	15					天台宗日光妙道院末宝蔵寺
	総人数			66	67	75	74					
	男			37	38	35						
	女			29	29	40						
	馬数				3	4	4					
史料名		唐風呂村 78	唐風呂村 16	唐風呂村 17・38	唐風呂村 18～23	唐風呂村 24～27	二宮尊徳全集 第28巻	唐風呂村 28・29	唐風呂村 30	原（間藤） 3	唐風呂 79 原（間藤） 7	

4 村々の寺社とくらしの中の祈り

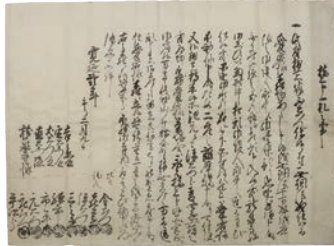
足尾の総鎮守は、遠下にあった「妙見宮」（明治初年に「磐裂神社」と改称し、1914（大正3）年に現在地に移転）です。寺院については、Ⅲ―3の1825（文政8）年の宗門改帳から様々な宗派の寺院が存在したことがわかります。特に足尾の中心にある新梨子村・赤沢村には複数の寺院が存在していました。なお、赤倉村には天台宗の龍藏寺があります。

江戸時代の寺院の役割は、村内の各家・各個人が仏教徒であることを証明する（宗門改制度）こととです。そのため、婚姻や離別などによる家族に変動が生じた場合は、始めに寺院に連絡（寺送り状）が来ます。また、村の共同体を乱す行為があり、村役人宛に詫状を入れる場合には、寺院がその斡旋をしています。

足尾地域には、多くの庚申塔・巳待塔・十九夜念仏塔・二十三夜念仏塔、そして馬頭観音・男体山供養塔・山の神様・愛宕様・地藏菩薩といった庶民信仰に関する石造物が随所に見られます。遺された石造物は、現代の私たちに、信仰と隣り合わせのかつてのくらしについて、ひっそりと語りかけています。



↑男体山禅頂之行人改
1832（天保3）年
原村名主文書 当館寄託



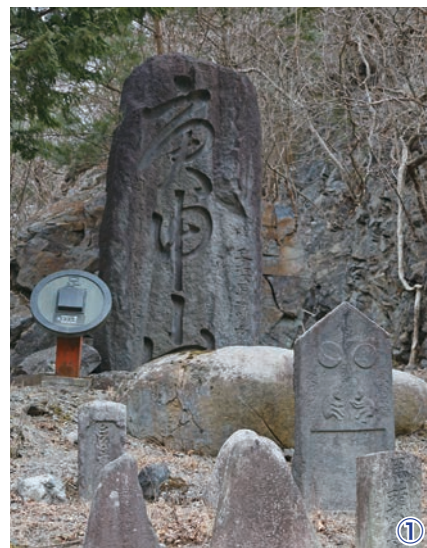
↑寺送り状（右）と詫び証文（左）
寺送り状：1772（安永元）年 唐風呂村名主文書 当館寄託
詫び証文：愛宕様森荒し候一件に付詫び証文
1749（寛延2）年 原村名主文書 当館寄託



↑総鎮守妙見宮の絵図
1807（文化4）年
足尾通見取絵図の一部分

Ⅲ―4 足尾地域の主な庶民信仰（表中の番号は、13 頁の写真番号に対応する）

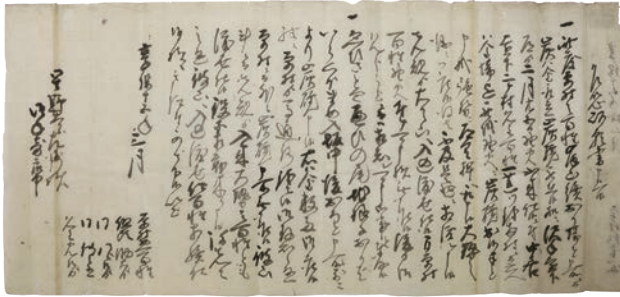
No.	種 別	概 要 説 明
①	庚申塔	庚申塔は道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた石碑・石塔。地域の庚申講では六十日に一度の干支の庚申の日に、当番の家に講員が集まり、庚申の掛け軸に礼拝し眠らずに過ごす。また、江戸時代後期には、足尾の庚申山は江戸でも有名となり、江戸町人の信仰の対象にもなっている。
②	巳待塔	巳待とは、己巳（つちのとみ）の日、あるいはその前日の戊辰の日に講中や個人で弁財天などの掛け軸を拝して、家内安全などを祈る行事である。一般的に巳の年や日には天災が起こりやすいとされたことから、災害防止の信仰であった。
③	十九夜念仏塔	十九夜講は旧暦十九日の夜に行われる月待行事で、女性のみを構成員とする「女性の講」である。如意輪観音を崇め、念仏や和讃を唱和し、歓談しつつ飲食・飲酒をともにした。構成員自身や家族の「安産・子授け・子育て」に関する信仰が基礎となる。十九夜塔はこの講に参加した人々によって建てられた。
④	二十三夜念仏塔	二十三夜待は、旧暦の二十三日の夜に行われ勢至菩薩を本尊とする。信仰・習俗は十九夜塔とほとんど相違はない。
⑤	馬頭観音供養塔	古来より人の生活に欠かせない存在であった馬の無病息災祈願や供養を目的としている。建立されている場所は死馬捨て場、峠や山道など交通の難所が多い。
⑥	男体山供養塔	日光男体山を崇拝対象とする講中によって建てられた塔。江戸時代には講中による登拝がさかんに行われ、各地の行屋で身を清めた講中が7月7日に男体山頂を目指した。
⑦	出羽三山供養塔	山形県の羽黒山・月山・湯殿山の三山を崇拝対象とする講中によって建てられた塔。一般的に「湯殿山」と刻まれた自然石が多い。
⑧	道祖神	道祖神はおもに疫病・悪の神の侵入を防ぐために、村の出入り口や峠、道の端に祀られた。その形態はさまざまなバリエーションを持つ。
⑨	山の神	山の神は山で仕事をする人々や山に住む人々の守護神として信仰された神である。江戸時代の足尾の絵図を見ると、山中のあちこちに山神が描かれており、山より多くの恩恵を受けていたこの地ならではの神であろう。写真は、祠は飛ばされてしまったが、山の神に今日も御神酒があげられている様子。
⑩	愛宕信仰	愛宕信仰は火の神である軻遇突知神（かぐつちのかみ）を祭神としている。各町内や村の愛宕講により、地域を見下ろす小高い山の上に石祠や神社が建立され、火防の神として信仰されている。
⑪	菩薩地藏	身近な仏として広く信仰されている菩薩。長寿・安産・病氣平癒など庶民のあらゆる願いを聞いてくれる仏として信仰されている。



5 足尾の生業（仕事）

寛文検地（1666年）により、村々の境界は確定しますが、細部では村同士の争論（山論や水論）が発生しています。江戸時代の絵図を見ると、足尾地域には、夥しい数の山の神様が存在します。山の神を崇め、山林が生活の場所であったことから、度々山論も起きています。山論の古文書から、林業・木材業・炭焼・薪取・桑栽培などの山仕事の姿が浮かんできます。また、銅山に関連する林業（炭焼・薪取・矢来・留木）も盛んに行われています。

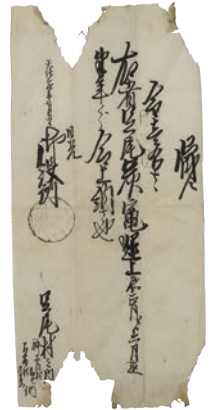
一方、唐風呂村・原村・神子内村では、銅街道や日光道での駄賃稼ぎも盛んに行われています。幕末期には、馬が不可欠な村人のために、新梨子村で定期的に馬市が行われています。また、村明細帳には「養蚕少々宛仕候」とあり、桑栽培や養蚕に関する記載も散見されます。



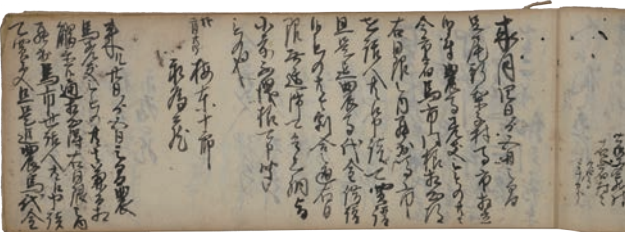
↑原村と中居村・遠下村との炭焼野火に付山論
1730年（享保15）原村名主文書 当館寄託



↑金子借用証文（桑の木引当に2両借用）
1849（嘉永2）年原村名主文書 当館寄託



↑足尾炭竈運上納覚
1832（天保3）年
原村名主文書 当館寄託



↑御触書控帳
1862（文久2）年 大室名主文書 当館蔵
2月24日付の日光奉行所御触（通達）を、大室村名主が書き写したもの。3月4日～8日までの五日間、足尾新梨子村で馬市を実施するという告知です。

木材業と養蚕業の民具



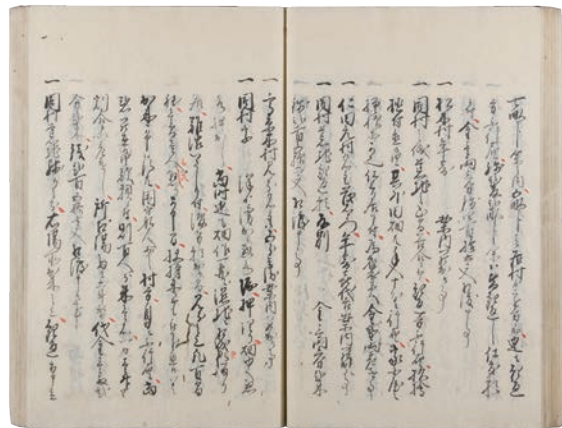
山ノコギリ

背負バシゴ
（ショイコ）

背負カゴ

蚕箔
（サンパク）
蚕の飼育に使用

大ガマ



↑嘉永6年報徳役所日記（日光出役中）
国立国会図書館寄託

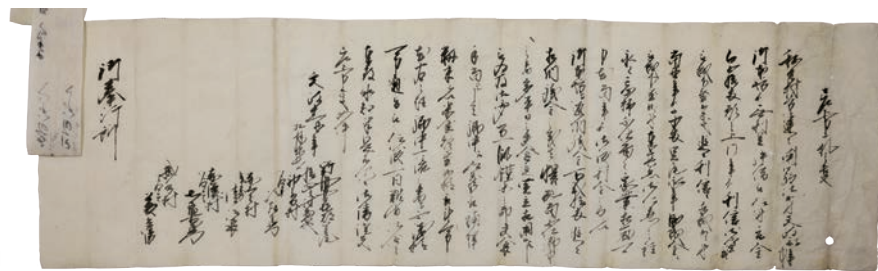
人口・馬数を詳細に書上げています。このように金次郎の報徳仕法は、徹底した事前調査から始まります。

二宮金次郎は、幕府から念願の日光神領の復興事業（報徳仕法）を命じられます。最初に金次郎が行ったのは、日光神領89ヶ村（神領54・御霊屋領9・門跡領26ヶ村）の現況把握調査です。Ⅳ―1は、足尾十四ヶ村の村高・反別面積・荒地の状況・年貢弁納（未納分の代納）・天保14年以降の再開発状況・家数・

18世紀後半以降の足尾地域は、銅産出の激減や飢饉等の影響により、人口の減少と荒地の増大が顕著となります。領主である日光山本坊や日光奉行所では、その対策として食料保管の状況調査や食料購入支援の救済事業を頻繁に行っています。

Ⅳ 足尾十四ヶ村の報徳仕法

1 報徳仕法の開始前



↑足尾永年助成金千両の元金120両返済に付一札
1829（文政12）年 原村名主文書 当館寄託

Ⅳ―1 日光御領高反別其外調書（足尾十四ヶ村分）

No	村名	村高 石・斗・升合	足尾内割合 (%)	反別：a		反高		内荒地：b		荒地率 (%) b/a	死潰弁納：c		死潰率 (%) c/a	去卯以来起返：d		既起返率 (%) d/a	家数 軒	人別 人	男 人	女 人	老幼 男女 人	馬 疋
				町反畝	歩	町反畝	歩	町反畝	歩		町反畝	歩		町反畝	歩							
1	間藤	48.296	6.3	1280	24			304	18	23.8	143	18	11.2	69	26	5.4	19	90	23	21	46	7
2	赤倉	34.597	4.5	880	20			252	15	28.6	226	10	25.7	28	21	3.2	18	80	33	31	16	2
3	久藏	35.027	4.6	784	16			45	16	5.7	18	10	2.3	18	0	2.3	13	58	19	18	21	2
4	松木	96.437	12.6	2069	17			286	21	13.8	214	0	10.3	81	0	3.9	37	178	47	46	85	8
5	仁田元	32.279	4.2	930	12			705	10	75.8	677	5	72.8	28	5	3.0	5	20	7	6	7	2
6	高原木	18.223	2.4	417	21			31	27	7.4	31	27	7.4	20	2	4.8	7	34	8	6	20	4
7	神子内	85.838	11.2	1876	1			190	5	10.1	82	17	4.4	93	10	5.0	37	178	71	69	38	28
	足尾上 7ヶ村	350.697	45.9	8239	21	88	15	1816	22	22.0	1393	27	16.9	339	4	4.1	136	638	208	197	233	53
8	唐風呂	81.685	10.7	2162	24			525	27	24.3	106	14	4.9	68	15	3.1	27	148	44	36	68	12
9	原	63.9302	8.4	1472	11			321	18	21.8	8	0	0.5	73	12	5.0	25	137	40	38	59	13
10	遠下	28.9544	3.8	739	15			498	24	67.4	355	12	48.0	15	10	2.0	2	5	3	2	0	0
11	中居	28.9404	3.8	708	29			455	10	64.3	293	25	41.4	27	21	3.8	6	27	8	5	14	1
12	新梨子	96.852	12.7	2104	28			981	10	46.6	950	0	45.2	35	0	1.7	16	59	25	17	17	0
13	赤沢	63.7741	8.4	1505	28			659	15	43.8	483	7	32.1	71	12	4.7	35	153	40	53	60	8
14	掛水	48.4359	6.3	1042	12			350	19	33.6	117	13	11.2	35	12	3.4	15	74	14	11	49	4
	足尾下 7ヶ村	412.572	54.1	9736	27	46	0	3793	3	39.0	2314	11	23.8	326	22	3.3	126	603	174	162	267	38
	足尾合計	763.269	100	17976	18	134	15	5609	25	31.2	3707	38	20.6	665	26	3.7	262	1241	382	359	500	91

2 報徳仕法の実績

1853（嘉永6）年8月14日から17日までの4日間、金次郎ら5人は足尾十四ヶ村を廻村しています。この時、金次郎は村民たちに合計28両2分余の報徳仕法金を与えています。その内訳は、荒地起返し褒美金12両3分3朱（面積1町5反4畝）・出精奇特表彰金3両・極難困窮人救済10両3分2朱・高原本村の排水路整備1両2分2朱です。1856（安政3）年に、金次郎は亡くなりますが、その後も息子の弥太郎や相馬中村藩士志賀三左衛門（明治初年に古河市兵衛に足尾銅山を紹介した人物で、文豪志賀直哉の祖父です）らが、毎年足尾を廻村し、村々の復興支援を行っています。足尾地域の報徳仕法の特徴は、困窮人救済の割合が多いことと、慶応年間に植林事業が盛んに行われたことです。



↑金次郎の足尾十四ヶ村廻村ルート

Ⅳ-2 1853（嘉永6）年「報徳役所日記」（日光出役中）から見た、金次郎の足尾廻村内容

月/日	村名	記事内容
8/8		廻村の先触が出る（第2回 山窪村～清瀧村） 二宮金次郎・二宮弥太郎・吉良八郎・野中包五郎（日光奉行所同心）・民次郎の合計5人で日光山の金蔵坊下寺桜秀坊を出発する。
8/14	赤澤	午前8時：古峯ヶ原を出立、足尾峠越え3里（12km）足尾之内赤澤村まで、名主七郎左衛門外1人が案内する。足尾への下り口向ふで昼食をとる。午後4時：赤澤村に到着する。途中、赤倉村の出稼ぎ中（小来川村へ）の長兵衛親子に、金2朱を与えた。年寄利平方に止宿する。旅宿に、代官林部善太左衛門殿の手附足尾銅山詰である石井啓兵衛の訪問があった。
8/15	新梨子	8時：赤澤村を出発し、村役人案内により新梨子村へ行く。 銅山前の耕地・屋敷跡は一面荒地で、「銅気」により作物は一切実っていないかった。
	中居	名主左衛門・四郎左衛門両人に、荒地2反3畝歩の起し返し願いの手当として1両3分余を与える。新梨子村の吉左衛門が、2反6畝20歩の荒地起返し、奇特に付、金2両2朱余を与える。
	遠下	年寄と兵衛の案内で、足尾郷の総鎮守「妙見社」の杉櫓の鎮守森を見て、櫓の成長に注目する。宇津野坪の4軒の内、3軒が「潰れ」となる。反別1町4反歩余（約1.4ha）の地味は、いたって良い。少し大根を作っているが、その他は荒地となっている。 伊平次は2人暮らしで、家屋は23年前の建築で大破している。萱替え手当金1両と萱刈取・手伝い入用金として1両を、名主與兵衛に渡す。 この伊平次の、荒地3畝10歩の起し返し願いの手当金1両余を与える。
	原	村役人が案内する。村全体に作付けが行き届いている様子である。荒地は山付きの谷間のみで、そこは黒木植付けの仕法が適していると思われる。年寄與兵衛宅で昼食をとる。
	唐風呂	字〇〇の荒地2町2畝歩余は、住居から離れていて作付けが行き届いていない。やせ地なので杉櫓の植付けが適している。後日、仕法を願い出るよう指導する。潰れ弁納分が1町6畝14歩も有り、すべて弁納するのは難しい。村民は、杉櫓の植付け仕法を今後願いたいと申し立てている。
	銅山	昨日挨拶に来た、銅山役人の石井啓兵衛に、荒銅吹立の様子や、銅山の案内をしてもらった。銅吹立も見て、銅山の堀立の様子や堀工道具を見て、夕刻に別れた。その日は、赤澤村に止宿した。なお、銅山権現前の瀧を見つと、河川は銅気で、すべての石が赤錆でいた。
8/16	（神子内）	朝、出立し、赤澤村・新梨子村・掛水村の入会地の荒畑、宇野治（路）又・柏平の13町歩余の場所に行き、杉櫓の植立願いについて見分をしたが、面積が広いので、後日改めて、見分することを申し伝えた。
	掛水	名主松之丞外1名の案内を受ける。平場の荒地は、すべて起し返しが行われている。岩松は、山稼ぎに出て、妻1人で子供2人を養育。極難の困窮人で、屋根が大破し雨漏りをしているので、屋根の修復料金1両を与えた。
	新梨子	喜三郎も、極難困窮人で屋根が大破している。村役人によると、生活に難渋しているというので、屋根葺き替え料金3分を与えた。
	赤澤	治兵衛と茂吉が、荒畑2反5畝14歩の荒地起し返しを願い出たので、その賃金として金2両と銭168文を渡した。常五郎は、潰れ式を取り立てた百姓なので、生活に難渋しているということであるので、金2分を与えた。和助も、荒地起し返しを願い出たので、その賃金として金3分2朱と銭208文を渡した。
	間藤	見分したが、村民は、荒地の手入が不行届きであるということであった。

月/日	村名	記事内容
8/16	赤倉	名主が体調不良のため、百姓代の吉郎右衛門が案内をした。昼食は、赤倉村で。重右衛門の後家（未亡人）なべは、類焼により極難困窮しているので、金1両づつ与えた。（同様に、兵左衛門にも与えている。）半助も、極難困窮人のうえ、86歳の老母の世話もあるので、金1両を与えた。
	九藏（久藏）	名主左衛門外1人の案内で見分を行った。荒地2反7畝歩の内、5畝歩は集落の遠方にあるため、とても起し返しは行き届かない。残りの2反2畝歩余については、すべて起し返ししたいと言うので、金1両3分と銭416文を渡した。
	松木	年寄（彦右衛門か）の案内で見分を行った。この村の荒地は、山間の谷合にあり荒地起し返しは難しいので、杉や櫓を植え付けている。その外、この村は、田畑ともに手入が行き届いており、家屋や小屋の様子も整っているため、褒美金として金2両を与えた。
	仁田元	名主茂右衛門と年寄喜代吉の案内で見分を行った。この村の荒地起し返し願の反別は（4反8畝17歩）であったので、金3両3分2朱と銭256文を渡した。
	高原本	高原本村の見分は、名主五郎兵衛の案内で行った。 字（井戸澤）から湧き出る水の悪水堀（排水堀）が埋まり、畑の中に排水が流れ込み、畑作地全体に水がたまり、湿地となり困っている。村方から、その崩壊の願いが出たので、見分たところ、およそ100間（180m）程の距離がある。作業は、1間（1.8m）当たり1人分の扶持米を給付すれば完成するという計算である。ただし、困窮しており人数の少ない村なので、自力での作業は困難で、支援を数願してきたので、一人1石に付き1升の扶持米を支給することとした。100人分：1升×100人で、米1石を支給することとし、その代金として、1両2分2朱と銭157文を渡した。 ほかの荒地については、堀浚い作業の終了後に、起し返し願をするよう指導した。
	間藤	間藤村のタモト（田元）坪の半七・五左衛門・嘉右衛門の御救いについて、村役人が数願してきたので、聞き取った。 ①半七は、天保14（1843）年にあった「第12代將軍：徳川家慶の日光社参」の際に道普請で怪我をし、歩行に杖が必要となった。そのうえ、妻も盲目で、農業ができない状況である。②嘉右衛門は、66歳の独身で、農業を行っているが、家屋や小屋が大破しており、養子を迎えることができない状況である。③五左衛門は、子供を連れて潰れ式を相続したが、その子が死亡したので、夫婦者を養子にしたいが、やはり小屋住まいのような生活で相続出来ず、日々生活している状況である。そこで、この3人の極難困窮人に対し、それぞれ金1両の屋根修復手当を与えた。
	神子内	夜8時頃、神子内村に着き、名主宅（次左衛門）に宿泊した。
8/17	神子内	源之丞は、宇柏平の耕地は残らず荒地となっていたが、荒地を起し返し、耕作しながら生活していることは、奇特であるので、褒美に農具代として金1両を与えた。 神子内村の荒地については、後日調査することを、名主・組頭らに伝えて、朝方出発した。なお、神子内村の向坪という場所には、川を挟み5軒あるが、先年橋が壊れて掛替が必要であるが、自力では困難であるため、数願を受けたが、長さ18間（32.4m）の永久橋の普請については、よく調査してから後日沙汰することを申し伝えた。細尾峠の吉軒茶屋で昼食をとり、その後、細尾村・清瀧村を経由して、日光山の櫻秀坊に戻った。

パンフレット作成・展示協力者

テーマ展を開催するにあたり、以下の方々に協力いただきました。

記して御礼申し上げます。（敬称略）

齊藤タイ 星野俊夫 齊藤静子 星野芳枝 星野直昭 神山重昭

足尾銅山観光管理事務所 栃木県立博物館

発行：日光市歴史民俗資料館（日光市今市 304-1）

電話：0288（25）7333／FAX：0288（25）7334

発行日：令和3年7月26日

※本書を無断で転載・複製することを禁じます。